回覧

漏水調査のお知らせ

本市の水道行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

今回、霧島永水地区において、配水流量が上昇し漏水の可能性が高いことから、漏水調査の業務を発注しました。

つきましては、下記日程で調査をいたします。

記

調査期間

令和8年10月15日(木)　～　令和8年12月15日(火)

9：00　～　16：00　の間（土・日・祝除く）

業務内容

公道（県道及び市道）での水道本管の漏水調査及び

宅地内の給水管の漏水調査。

宅地内に入り、各家庭のメーターボックス内や給水管の音を聞き漏水調査をいたします。委託業者が身分証を携帯した上で調査を行いますのでご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

何かご不明な点がありましたら下記までご連絡下さい。

発注者：霧島市

担当課：水道工務課　担当者　燃脇　TEL　0995-42-3501

受注者：（株）オーシャン漏水研究所　　担当者　瀬戸口

TEL　090-2502-6777

霧島中学校便り
9月号
校訓 向学 錬磨 自律 友愛

霧島の風（きりしまのかぜ）

令和 8 年9 月30日 発 行
鹿児島県 霧島市立霧島中学校
〒899-4201 霧島市霧島田口 3085
FAX:0995-57-0845 TEL:0995-57-0836

【充実した秋を】

校長　大平 紀博

夏休みが終わり、２学期が始まり早１か月が経とうとしています。全員が大きな事故なく夏休みを終えることができほっとしているなか、生徒たちは短い期間で体育大会の練習を続けてきました。今年の体育大会は「限界突破！　心を一つに勝利を掴め」をテーマに予定されていた日の天候が悪く、９月20日（日）に行われました。燃え上がる意気込みを一人ひとりが意識して勝利をつかみ取ろうとして、頑張る姿が心に残り、皆さんを感動させることができた体育大会となりました。各方面の方々から「元気があってよかった」「子ども達、一人一人が一生懸命ですね」「応援団の演舞がとても良かった」等の感想がありました。生徒たちや保護者・地域の方々、先生方へ感謝の気持ちを述べたいと思います。

応援団にしても、最上級生の３年生の行動にしても成長しているなと感じるとともに「立場がひとを育てる」のだなということを改めて感じることでした。

２学期は、期間も長く行事の多い学期でもあります。体育大会が終わったと思ったらすぐに文化祭がやってきます。行事を通して大きく成長していってほしいと思います。

さて、その中においても、生徒たちには更なる成長のために目標を明確にして、日々の学習を大切にし授業に集中してほしいと思います。本校においても、「学習者主体の授業づくり」（話し合い活動を通した協働的な学びの充実と教材やＩＣＴ等を活用した個別の家庭学習）を実践する授業を行うために日々の授業改善に取り組んでいます。

このような中で求められるものの一つがこれまで学習してきた様々なことを自分事として一回自分の心に収め、より良い方法を自分なりに考えそれぞれ目標に向かって、これまで学んだことを活用し、実行することです。つまり単元終盤のリフレクションシートを活かした家庭学習で「習得」「演習」「探究」の中から自分に必要な学習を選び、自分が成長できるようにしていくことが大切になっていきます。この力をつけるために、県からも「マイゴールチャレンジ」という取り組みが昨年度夏から導入されています。御家庭でも「自分で目標を決めた学習にチャレンジ」したり、「今日のチャレンジを振り返って、また明日にチャレンジ」したりして、秋の夜長を有効に活用し自分自身の糧になることをしてみては、いかがでしょうか。



２学期も教職員と一体となって真摯に取り組んでいきたいと思います。引き続き霧島中学校への御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました！

８月29日（土）にＰＴＡ親子奉仕作業を実施しました。今年も多くの保護者と生徒が参加し、大幸建設・窪田工務店・前田産業・吉村工業 様の御協力の下、早朝６時半から汗を流しました。

全員で力を合わせて草刈りしたり運んだりしたので、校内が隅々まできれいになりました。おかげで新学期を気持ちよくスタートさせることができました。

毎年、大勢で助け合いながら元気に清掃作業できることが本当に嬉しいです。これからも中学校は元気いっぱいがんばりますので、応援してください。どうぞよろしくお願いいたします。






親子で育む「稼ぐ・使う・守る」の知恵～地元で豊かに生きるためのマネー教室～



８月 21 日(火)、家庭教育学級「金融教育」はお茶を飲みながらのリラックスした雰囲気で行いました。

当日はファイナンシャルプランナー他、様々な資格をお持ちの宮田美保さんを講師に迎え、子育て世代のお金に関する悩みや子どもの将来を思う親心に寄り添う話をしていただきました。親子の会話やお小遣いの渡し方一つで子どもの自律的金銭感覚を育むことができるとわかり、大きく頷く参加者の姿が印象的でした。

大人が学ぶ姿は子どもたちの憧れを引き出します。多くの保護者の方に、家庭教育学級で学ばれたことを子育てに生かしていただきたいです。これからも積極的な参加をお待ちしております。

～限界突破！　心を一つに勝利を掴め～

第 42 回となる霧島中学校体育大会は前日から降り続いた雨の影響で、予定していた 19 日の実施はかなり難しいグランドコンディションとなり、延期を余儀なくされました。しかしながら、仕切り直しの９月 20 日（日）は素晴らしい秋空となりました。

家族や地域の方々の声援を全身に浴びながら、今年も霧中生は力いっぱい、諦めずに頑張り抜きました。保護者及び地域の皆様、今年もたくさんの笑顔と声援をありがとうございました！












全国学力・学習状況調査（３年生４月実施）の霧島中学校の結果

国語と数学は平均正答率、CBT 調査（『どの問題を正解したか』で、より精確な能力を推定する調査）の英語は平均 IRT スコア（基準平均値 500）を掲載します。

教科	霧島中学校（霧中－県）	鹿児島県（県－全国）	全国
国語	61（－1）	62（－1.9）	63.9
数学	55（3）	52（－5）	57.0
英語	442（－34）	476（－23）	499

国語と数学については、県比は改善傾向にあります。英語は初めてのＣＢＴ調査でしたが、今後はどの教科でも同様の形式での調査が主流になることが想定されます。そこで、全教科を通じて今まで以上にデジタル教材を活用した授業や宅習を進め、調査形式に慣れる指導にも力を入れていきます。また、基礎基本の反復学習を重視した指導をこれからも継続して進めていきます。

御厚意に感謝



９月 10 日（木）、近くにお住まいの石神次雄様より傘を 22 本 寄贈していただきました。下校中に雨に濡れて帰る生徒を目にされていたとのことです。いただいた傘は傘忘れのレンタル用として大切に使わせていただきます。思いやりあふれるお心遣いに感謝しております。ありがとうございました！

１０月行事予定

月	日	曜	行　事	月	日	曜	行　事
10	1	木	いじめ問題を考える週間（～7 日）	10	19	月	スクールカウンセラー来校（午後）
10	1	木	地区中体連駅伝大会	10	21	水	文化祭リハーサル　4～6 校時
10	6	火	地区中体連新人大会(~8 日)、ドリカムテスト(~8 日)	10	22	木	文化祭会場準備　3・4 校時
10	12	月	スポーツの日	10	23	金	第 42 回文化祭　給食試食会
10	14	水	生徒会立会演説会・選挙	10	28	水	生徒会専門部会

令和8年 全国地域安全運動

《実施期間》令和８年10月11日（日）～令和８年10月20日（火）

《運動の重点》

1　特殊詐欺の被害防止

特殊詐欺の犯人からの電話を遮断する対策として、

・国際電話の利用休止申込み
・詐欺電話の遮断に有効な警察庁推奨アプリのダウンロード

を活用しましょう。（裏面参照）

2　地域防犯力の強化

子どもや女性が犯罪被害に遭わないよう地域ぐるみで

「ながら見守り」

など、見守り活動を行いましょう。





3　犯罪に加担させないための対策

昨今、高額報酬を掲げたＳＮＳ上の募集に応募して、凶悪犯罪に手を染める事案（闇バイト）が発生しています。

闇バイトには、絶対に関わらない！

4　住宅対象侵入盗等の被害防止

犯罪の下見活動とみられるような目的不明の不審者訪問事案が確認されています。

不審な人物や車を見た際は、迷わず警察署へ通報しましょう。

広報 大窪

編集・発行
霧島警察署
大窪駐在所

警察官募集



夕暮れ時など薄暗い時間帯の交通事故に注意しましょう！

「プラス1(ワン)運動」

《歩行者の皆さん向け》

① 横断時の確認をプラス１
道路中央付近で
もう一度左を確認
② 夜光反射材をプラス１
③ 明るい服装をプラス１

※ 習慣にしましょう。



「3(サン)ライト運動」

《運転者の皆さん向け》

① 夕暮れ時の
早めのライト点灯
② 原則上向きライト点灯
③ トンネル内ライト点灯

※ 習慣づけし、交通事故防止に努めましょう。



大窪駐在所だより

1　空き家に対する不法侵入などの被害が発生しています。次の点に注意してください。

○　定期的な空き家の点検、門扉、家屋の鍵かけ。

○　空き家に貴重品を保管しない。

○　不審な車両、人を発見した際の警察への通報。



2　見通しの悪い交差点において出会い頭の交通事故が発生しています。

交差点では優先道路であっても、確実な左右確認を行い、必要であれば停止をして確認するなど防衛運転に努めてください。

特殊詐欺にご注意！

詐欺かも！

その電話、メールちょっと待って！



代表的な特殊詐欺の手口

①ニセ警察詐欺



あなたに
犯罪の容疑
がかかっています。

お金を調べる必要
があります。

⚠ こんな言葉に要注意！
- 「逮捕状が出ています」
- 「ビデオ通話で取り調べをします」
- 「お金を全額引き出して」

警察が電話でお金を要求することは絶対にありません!

②SNS型投資詐欺



必ずもうかります！
元本保証！



⚠ こんな言葉に要注意！
- 「投資ＬＩＮＥグループに参加しませんか？」
- 「出金するには手数料が必要」

SNSで知り合った人の投資話は要注意!

③架空料金請求詐欺



未納料金があります。

２時間後に電話が
とまります。

⚠ こんな言葉に要注意！
- 「電子マネーを買って番号を教えてください」
- 「副業の報酬を受け取るために手数料が必要」

身に覚えのない請求は絶対に支払わないでください!



特殊詐欺の犯人は、さまざまな手口であなたのお金を狙っています。
- ☑ 「お金の話」が出たら、すぐに電話を切りましょう
- ☑ 一人で判断せず家族や警察に相談しましょう
- ☑ 「＋」から始まる電話番号は詐欺を疑いましょう！

被害に遭わないための電話対策！

下の図の質問に答えて必要な対策を確認しましょう！

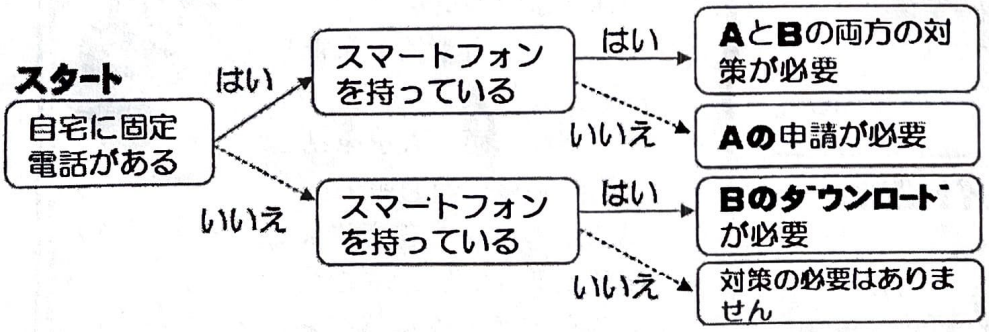

A 固定電話

- ☑ 被害の多くは60～80歳代
- ☑ 国際電話の発信・着信は原則で休止できます！

0120-210-364

B スマートフォン

無料！



警察庁推奨アプリ

犯罪に使われた電話番号も遮断、警告！

特殊詐欺によく利用される国際電話をとめましょう！

鹿児島県警察
Kagoshima Police

警察相談専用電話 **#9110** または 最寄りの警察署へ

霧島図書室だより

霧島市立　霧島図書室
（霧島公民館内）
令和８年１０月発行
TEL　0995-57-0316

2026年・第80回 読書週間
『静かだけど、冒険中。』

１０月２７日から１１月９日（文化の日をはさんで２週間）は、読書週間です。終戦の２年後である１９４７年からスタートし、今年で第80回になります。今年も、霧島図書室では読書週間の期間中、司書おすすめの本をカウンター下に展示しますので、ぜひご活用ください。

皆様のご来館及びご利用をお待ちしております。

【新 刊 案 内】

（到着予定の本も含みます）

★児 童 書★

・『ようかいとりものちょう×　21　渦巻く縁と海異の大蛇』
　大崎 悌造：原案，ありが ひとし：作・画
・『まじょのクッキー』
　種村 有希子：作

★一 般 書★

・『首都圏炎上』　高嶋 哲夫：著
・『野菜を買ったら図鑑』 野菜が10倍おいしくなる保存法と64のレシピ　島 香住：著
・『鹿児島の地域探究入門』
　鹿児島県高校地理部会：編，田島 康弘：監修，森脇 広：監修

１０・１１月の移動図書館は

１０月６日(火)

１１月６日(金)

１３：５０ ～ １４：１０

霧島総合支所にきます

10月 図書室カレンダー

【開館時間】月曜日～土曜日　9:00～17:00
※〇印の付いた日（日曜・祝日）は休館日です

日	月	火	水	木	金	土
		~~1~~	~~2~~	1	2	3
④	5	6	7	8	9	10
⑪	⑫	13	14	15	16	17
⑱	19	20	21	22	23	24
㉕	26	27	28	29	30	31

小学生以下は10冊貸し出し可

霧島地区地域安全ニュース
かけはし
第３８６号
霧島地区防犯協会
℡. 45-9915

「令和８年全国地域安全運動」の実施について

地域住民の身近で発生し、日常生活に不安を与えている犯罪などを、地域住民の自主的活動により未然防止し、安全で安心して生活できる地域社会の実現を目的とした「令和８年全国地域安全運動」が実施されます。



◎　運動期間
　10月11日（日）から10月20日（火）までの10日間
◎　運動の重点
　○　特殊詐欺の被害防止（全国共通）
　○　地域防犯力の強化（全国共通）
　○　犯罪に加担させないための対策（全国共通）
　○　住宅対象侵入盗等の被害防止（鹿児島県独自）

本年８月末現在、霧島警察署管内における刑法犯の認知件数は437件で、うち窃盗犯の認知件数が294件と、全刑法犯の約67％を占めています。

窃盗犯のなかでも自転車盗が76件（うち無施錠の自転車64件）、万引きが76件と多発しており、この種の犯罪は、軽い気持ちで犯行に及ぶことが多く、その行為を見逃すことは行為者の規範意識の低下を著しく助長し、より重大な犯罪へと手を染める契機になることが危惧されます。

また、住宅対象侵入盗等の凶悪犯罪の下見活動とみられるような目的不明の不審者訪問事案が確認されていますので、未然防止を図るため、防犯カメラや録画機能付きインターホン、ガラス破壊センサー、センサー付きライト等の設置をご検討ください。

もし、不審な人物や車と見た際は、迷わず警察署へ通報してください。

これらのことから、犯罪を発生させない環境作りのため、街頭パトロールなどを強化しますので、市民の皆さんも、「自分たちの街は自分たちで守る」、「自分の身（財産）は自分で守る」、「地域の子供は地域で守る」という意識も持って、被害に遭わないようにしましょう。

脅威事犯の発生状況　～不審者を見かけたらすぐに110番通報を～

【つきまとい事案】

８月28日（金）午後５時10分頃、霧島市隼人町真孝の路上において、小学生女児が複数で帰宅中、銀色の自転車に乗った男からしつこくつきまとわれた事案。

［男の特徴］年齢50～60歳位、帽子、眼鏡、黒色系の半袖シャツ、カーキ色の長ズボン

【公然わいせつ事案】

９月２日（水）午前６時40分頃、霧島市国分中央１丁目２番付近の路上において、女子高校生が登校中、下半身を露出している男を目撃した事案。（女子高校生は、８月31日にも、同じ場所で同じ特徴の男による同様の事案を目撃）

［男の特徴］年齢60～70歳位、身長170㎝位、やせ型、帽子、腰に黒色の上着を巻く、黒色の半袖Ｔシャツ、黒色のロングスパッツ

《 特殊詐欺の被害防止 》　～国際電話からの着信に注意～

「＋（国番号）」から始まる国際電話（「＋1…」や「＋44…」など）を悪用した特殊詐欺の被害に遭わないためには、その対策が重要です。

◎　固定電話の対策として、「国際電話不取扱受付センター」に申し込むことで、国際電話の発着信を無償で休止できます。
　℡. 0120-210-364（通話料無料）

◎　携帯電話（スマートフォン）の対策として、国際電話・詐欺電話をアプリでブロックする対策が有効で、警察庁推奨アプリは無料で利用できます。

詐欺対策 by NTTタウンページ　iOS　Android

詐欺バスター Lite　TREND　iOS　Android

【裏面もご覧ください】

霧島警察署管内の交通事故発生状況

鹿児島県内においては、８月末現在、1,533件（前年同期比－55件）の交通人身事故が発生し、1,710人（前年同期比－68人）の方が怪我をされ、また、交通死亡事故で20人（前年同期比－５人）の尊い命が失われ、そのうち高齢者が11人と５割以上（約55.0%）を占めています。

一方、霧島警察署管内では、８月末現在、145件（前年同期比－２件）の交通人身事故が発生し、168人（前年同期比±０人）の方が怪我をされ、また、交通死亡事故で２人（前年同期比＋１人）の尊い命が失われ、いずれも高齢者となっています。

霧島警察署管内で８月末までに発生した交通人身事故を分析しますと、

○　曜日別では、日曜日が25件で最も多く、次いで水曜日、木曜日、金曜日が23件
○　時間別では、16時台と18時台が14件で最も多く、次いで８時台、14時台、15時台が12件
○　事故類型別では、追突事故が59件で最も多く、次いで出会頭事故が34件
○　事故原因別では、前方不注意が59件で最も多く、次いで安全不確認が45件で、合計すると７割以上（約71.7%）を占める
○　路線別では、国道10号線が17件で最も多く、次いで一般県道北永野田小浜線、国道223号線が14件

などの特徴があります。

◎ 霧島警察署管内の事故発生状況

		発生(件)	死者(人)	傷者(人)
管内（累計）		145（－2）	2（＋1）	168（±0）
	8月中	17（＋2）	0（±0）	21（＋5）
国分（累計）		55（－12）	1（＋1）	57（－25）
	8月中	6（－2）	0（±0）	7（－2）
隼人（累計）		60（＋8）	1（±0）	69（＋12）
	8月中	9（＋3）	0（±0）	11（＋5）
福山（累計）		7（＋5）	0（±0）	9（＋7）
	8月中	0（±0）	0（±0）	0（±0）
霧島（累計）		2（－1）	0（±0）	2（－1）
	8月中	0（±0）	0（±0）	0（±0）
溝辺（累計）		12（＋1）	0（±0）	18（＋7）
	8月中	0（±0）	0（±0）	0（±0）
横川（累計）		6（＋1）	0（±0）	9（＋3）
	8月中	2（＋2）	0（±0）	3（＋3）
牧園（累計）		3（－4）	0（±0）	4（－3）
	8月中	0（－1）	0（±0）	0（－1）

※累計＝1月～8月末　　（）内は昨年同期比

運転者の皆さん、交通ルールを遵守するとともに、思いやりと譲り合いの精神で安全運転に努め、交通事故のない霧島市を目指しましょう。

生活道路での自動車の法定速度の引き下げについて

(問) 生活道路とは、どのような道路ですか？
(答) 主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。
(問) いつから法定速度が引き下げられたのですか？
(答) 令和８年９月１日からです。
(問) 40km/h の速度標識がある生活道路でも、法定速度は30km/h になりますか？
(答) 道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。
例えば、道路標識により最高速度が40km/h と指定されている中央線がない道路では、最高速度は30km/h ではなく40km/h となります。
(問) これまでどおり法定速度が60km/h の道路はありますか？
(答) 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/h です。
◎　道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
◎　道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
◎　高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの（例として、料金所や一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します。）
◎　自動車専用道路

毎月１１日は「地域安全推進の日」・毎月１５日は「高齢者交通安全の日」